

境港市議会 現職の議員からのハラスメントにかかるアンケート調査

集計結果～その他 自由記載から抜粋～

Q4. 「受けた」または「見た」ハラスメント行為について

- ・一般質問の発言通告・質問本文と乖離していると感じられる関連質問、予算や人員を配慮していない安易な要望
- ・共産党議員による新聞の幹旋。議場での職員への高圧的な態度（タメ口）は見ていて不快なので、最低限の礼節を弁えた言動を
- ・職場上司の議員控室への呼び出し、およびそれによる長時間拘束（この際、同席他課長への恫喝のような言動があったと聞いた）
- ・執務室へ当たり前のように入ってくる（ハラスメントにあたるがわからないが…）
- ・ハラスメントに該当するか微妙ですが、個人情報等を扱っている執務室内に当然のように入室するのは控えていただきたい。個人情報を扱う業務を中断し、別の作業に切り替える必要が発生します。
- ・自身が所属する団体への補助金が交付されないことを不満に思い、市職員の説明に納得されず、執務室に入り、担当の自席の電話を使い、県に電話をかけ、県職員に対し、不満を述べていた。担当の市職員は困惑しているように思えた。
- ・議会開会中、一般質問の前日夜に質問と関係ない資料の提供を求められていた職員を見たことがある。自身の個人的資料に使いたいとして適当な写真を職員に提供するように要求していた議員がいた。過去の議会・委員会議事録を職員に調べさせている議員を見たことがある（自身の過去の発言を調べさせ、次の議会ですようと考えている質問と同じ質問をしていなかったか確認している様子だった）。

Q6. ハラスメント行為があった際の対応について

- ・必要に応じて質問の意図を確認することはしている。しかし質問の意図などを明確に確認できない場合や、事前には伝えられていないもので質問・答弁に関連しているか疑問を感じる関連質問がある。
- ・議員からの要求を断った
- ・メンタルクリニックを受診した
- ・無視した
- ・上司や他の職員に話した（相談ではない）

Q7. ハラスメント行為があった際の対応で「特に何もしなかった」理由

- ・ そういうものだと当時の上司に諭された。議場での様子が住民へもっと周知されれば無礼な議員はいずれ勝手に消える。
- ・ みんなその行為を認識してるから
- ・ いつものことなので、特に何も対応をしていない

Q8. ハラスメント防止対策について

- ・ 議員が市民の代表だから仕方がないのかもしれませんが、議員に対して、窓口などで市民に対応するのと同様かそれ以上のお客様対応的な対応をする必要があるのが、ハラスメントが起こる原因ではないかと思います。議員の立ち位置が、「サポート窓口に所属する職員」みたいなものになれば、ハラスメントが起こるような関係性ではなくなるのかもしれないと思いました。
- ・ 定期的な確認の実施
- ・ どこまでがハラスメントか判断しづらくて回答が難しい。補正予算も含めて資料作成の要求が増えたり、閉会中の議会説明を行わないと定例会に議案を出せない状況が作られていて、職員の負担となり本来業務に影響している。
- ・ 意識改革だけでは形骸化する可能性が高いため、罰則規定を設けた条例制定や監視機関の設立が望ましい
- ・ 控室等のクローズされている空間に呼び出さないこと、執務室に入って近づきすぎないこと。ご用件がある場合は、各窓口でお話をさせていただく
- ・ 議員にハラスメントの講習を受けてもらい、自覚してもらう

- 自由記載は、記載した方の意図を尊重し、ほぼ原文のまま掲載しています。
(文章を整える上で、句読点の追加・削除のみ行っています。)
- 自由記載の中には、市役所の職員間でのハラスメントが疑われる内容の記載がありました。
その内容については、今回の議員から職員へのハラスメント行為についてという趣旨には沿っていないことから、集計結果からは削除しています。
なお、その削除した内容については、市役所内のハラスメント相談窓口の長である総務部長へ情報提供をいたしました。